

回覧 新型コロナウイルス感染症予防対策のお知らせ

《まん延防止等重点措置解除・都「リバウンド警戒期間」に移行》

奥多摩町総務課（危機管理担当）Tel83-2349

福祉保健課（健康係）Tel83-2777

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、1月21日に発令された「まん延防止等重点措置」は3月21日に解除されたものの、東京都は感染再拡大（リバウンド）警戒を図ることから、その感染予防対策（4月24日（日）までの間）について、都・町の対応をお知らせします。

（１）外出時の感染対策にご協力ください！

- 混雑している場所や時間を避ける行動を
- 帰省や旅行など都道府県間の移動時は、基本的な感染防止策の徹底を（体調不良時は外出を控える）
- 会食は、少人数、短時間で

（２）引き続き、感染防止に努めましょう！

～外出先から家庭内にウイルスを持ち込まないために～

- マスク着用、こまめに「手洗い」・「室内の換気」をしましょう！
 - ▶ マスク（国は不織布マスク推奨）を鼻まで正しく着用を
- 「3つの密」を避けましょう！
 - ①換気の悪い「密閉空間」
 - ②多数が集まる「密集場所」
 - ③間近で会話や発声をする「密接場面」

（３）受診電話相談窓口 ～発熱などの症状が生じた方へ～

- かかりつけ医（主治医）に、まず電話相談を
- かかりつけ医（主治医）がいない方は、下記に電話相談を
東京都発熱相談センター TEL03-5320-4592（休日を含む毎日24時間体制）
または、奥多摩病院 TEL0428-83-2145（平日夜間・休日は従来急患対応）

（４）町の状況～対策本部を設置継続中～

- 一昨年4月、国の最初の緊急事態宣言を受け、町長を本部長とする『新型コロナウイルス感染症対策本部』を設置し、これまで感染症対策にあたっておりますが、その後も対策本部の体制は継続しています。

平日(日中)・・・対策本部事務局 TEL0428-83-2349(総務課内)

***緊急事態宣言期間中は土日・祝日の日中も対応 ※現在は平日の開庁時間のみ**

＜裏面あり＞

（５）都の対応～特に飲食店への協力依頼の内容～

- 都は、感染再拡大防止を図るため、4月24日（日）までを「リバウンド警戒期間」としています。

【東京都の認証店である飲食店／「点検済証」あり】

- 「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗
 - ➡同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内（5人以上は全員陰性確認）、滞在は2時間以内

【東京都の認証店でない飲食店／「点検済証」なし】

- 「点検済証」の交付を受けていない、または掲示していない店舗
 - ➡酒類提供時間の短縮（11時～21時）
 - 同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内、滞在は2時間以内

（６）町の対応

- **町施設（福祉会館・文化会館・社会体育施設等）は、夜間の時間制限は解除します。その他、町内の都施設（山のふるさと村・都民の森・水と緑のふれあい館）は、都の決定を受け、入場制限等の感染防止対策を徹底うえ順次開館**しています。
なお、春の観光シーズンを控え、観光客向けの町長メッセージを発出し、入場制限など感染防止対策への協力のお願いを広く周知してまいります。
- **町主催で不特定多数参加のイベント等は中止・延期、または規模縮小とします。**
なお、万一、町施設での感染発生、また町内で感染拡大が見込まれる場合は、直ちに中止しますので、あらかじめご了承をお願いいたします。
- 毎日午前10時・午後3時に実施している「ラジオ体操」などを活用し、運動不足にならないよう、適度な運動を心掛けましょう。

町民皆様には、2か月にわたる「まん延防止等重点措置」期間中、不要不急の外出自粛や、町の窓口業務の昼の時間帯の一時休止などにより、大変ご不便をおかけいたしました。皆様のご理解並びにご協力によりまして、当町においては、これまで町内で市中感染につながるような感染は発生しておりません（3/24 正午現在）ことに、あらためて感謝いたします。

まん延防止等重点措置解除後も、そしてワクチン接種後も、決して気を緩めることなく、マスクの着用・消毒の徹底・3密回避の行動など『新しい日常』の実践に、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、この感染症対策は日々状況が変化することから、町広報への掲載ではなく、また、本チラシも全戸配布ではなく回覧としておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。今後も、状況に変化があった際は、町防災行政無線・ホームページなどで随時お知らせいたしますので、ご留意くださいますようお願いいたします。